

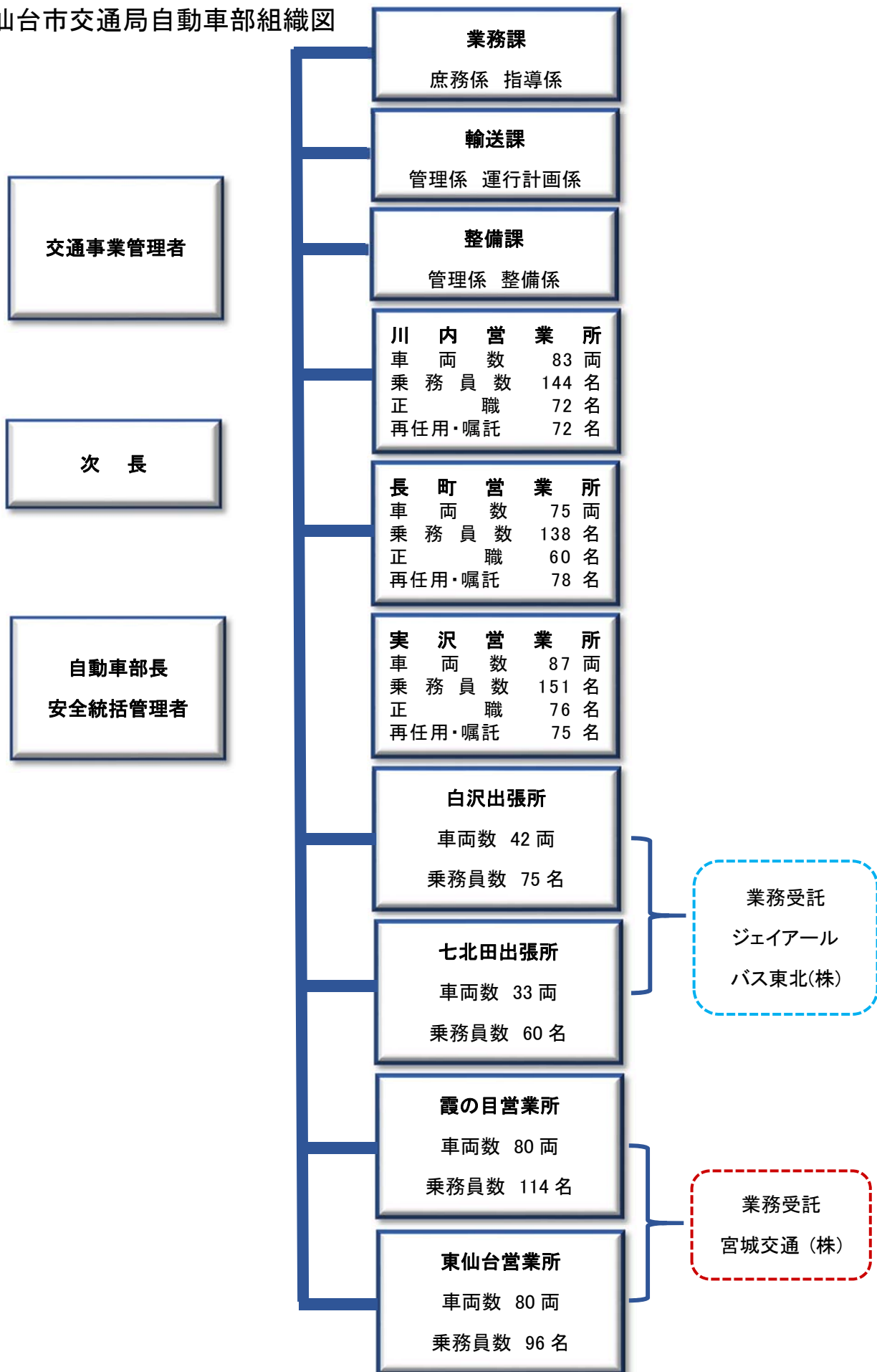
# 令和元年度 自動車事業安全報告書

～運輸安全マネジメントに関する取組みについて～



令和2年7月  
仙台市交通局

仙台市交通局自動車部組織図



※車両数, 乗務員数は平成 31 年 4 月 1 日時点

## は じ め に

仙台市交通局では、「仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程」に基づき、お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識するとともに、「仙台市交通局安全方針」を平成29年9月12日に制定し、更なる輸送の安全の確保と向上に努めております。

本書は、「旅客自動車運送事業運輸規則(平成22年国土交通省令第30号)」に基づき、本市バス事業が立案した令和元年度の輸送の安全に関する目標の達成状況、各種計画の実施状況及び事故やお客様から頂いたご意見等の情報を公表するものです。

## 目 次

I 輸送の安全に関する基本的な考え方	1
II 安全への取り組み	2
III 令和元年度輸送の安全に関する重点取組項目	3~4
IV 令和元年度輸送の安全に関する目標と結果	4~5
V 令和元年度輸送の安全に関する計画の実施結果	5~18
VI 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告	19~20

# I 輸送の安全に関する基本的な考え方

## 1. 仙台市交通局安全方針

バスと地下鉄においては、それぞれの安全管理規程で「安全に関する基本的な方針」を定めていましたが、二つの事業の安全に関する基本方針の趣旨をまとめ、その趣旨をより簡明な形にすることで、全ての職員に一層の浸透を図り、輸送の安全を確保するために、平成29年9月に「仙台市交通局安全方針」を制定しました。

### ◎仙台市交通局安全方針

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切にし、新人からベテランまですべての職員が責務を果たし安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一、安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一、行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一、安全への取組みを、絶えず見直し改善します。

## 2. 輸送の安全に関する職員の行動規範

私たちは「お客様を安全、確実、快適に輸送することが最大の使命であることを深く認識し、絶えず輸送の安全の確保と向上に努める」という強い決意で、職員一丸となり、お客様に安心してご利用いただけるよう行動します

1. 安全最優先の原則  
全職員が安全意識を高く持ち、輸送の安全の確保を最優先します
2. 関係法令等の遵守  
法令及び規程を遵守し、業務の基本を忠実に遂行します
3. 接客・接遇の基本  
お客様の声を大切にするとともに、お客様の立場に立った接客・接遇に努めます
4. 状況の認識（ヒヤリハット情報に係る取組み）  
リスクの所在などについて広く関心を持ち、危険察知能力の向上に努めます
5. 確認の励行  
業務の実施に当たり、経験や憶測によらず確認を徹底します
6. 事故及び災害時の対応  
迅速かつ適切な対応を行うとともに、人命の安全を最優先に行動します
7. 不断の努力  
常に問題意識をもって、知識、技術、技能の向上に努め、輸送の安全の確保に取り組めます

## 3. 職員のモットー三則

- ・お客様の安全を何よりも優先します
- ・お客様にまごころを込めて接します
- ・法令を遵守し他車に運転の模範を示します

## II 安全への取り組み

### 1. 安全管理体制

交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する安全統括管理者をはじめ各管理者を定めるとともに、各管理者の役割を明確にして安全管理体制を確立しています。

### 2. 安全管理方法

仙台市交通局安全マネジメント会議を定期的に開催し輸送の安全確保に関する取組が確実に実施されているか進捗状況を確認し、その評価(検証)・改善を行うなど、PDCA サイクルにより安全管理に取り組んでいます。

### 3. 安全マネジメント会議

交通事業管理者が主宰し、開催しています。

四半期ごとに輸送の安全に関する重要な事項について協議し、平成 31年度輸送の安全に関する目標及び計画の進捗状況や安全対策への取り組み、改善等について決定しています。

・実施日

5月29日(水)・10月30日(水)・12月24日(火)・3月18日(水)

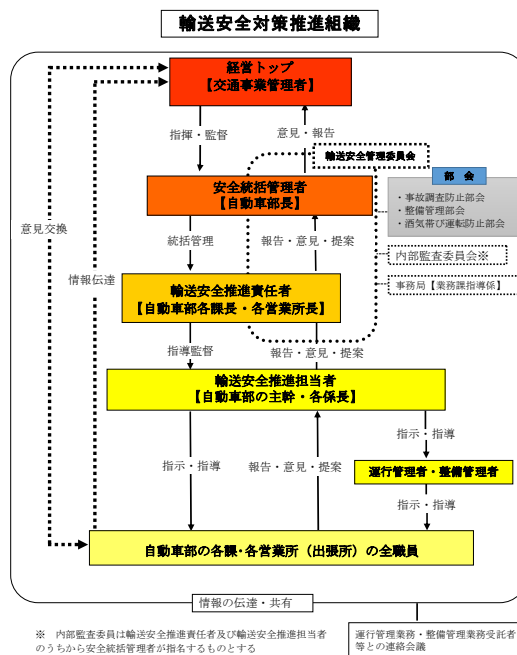
### 4. 輸送安全管理委員会及び各部会の開催

①安全管理規程第13条に基づき、輸送の安全の計画の実行、確認及び改善状況の審査並びに事故原因の調査、研究等を行うため、輸送安全管理委員会を20回開催しました。

②安全管理規程第13条に基づき、整備管理部会を毎月開催し、車両故障の防止のための調査、研究等を行いました。

### 5. 事故審査委員会の開催

・事業用自動車の運転中の法令違反等による事故惹起者の処分の審査について、自動車事故審査委員会を4回開催しました。



# Ⅲ令和元年度輸送の安全に関する重点取組項目 (安全管理規程第7条関係)

## 【重点取組項目】

### 1. 心のこもったお客様案内の実践

- (1)「動きます・止ります」の案内で車内事故防止に努めます。特に高齢者には、より一層安全に配慮します
- (2)お客様への案内は“ゆっくり,はっきり,丁寧に”お客様の顔を見て行います
- (3)お客様の立場に立った親切・丁寧な対応を実践します

### 2. バス停付近での事故防止

- (1)ドア開閉操作の手順を遵守します
- (2)発車する際は、車内ミラーと目視により、お客様(特に高齢者)が完全に着座したこと、つり革・握り棒に掴ったことを確認し、一呼吸おいてから発車します  
(3秒ルール)
- (3)発車する際は、「動きます」や「発車します」のアナウンスを行ってから、後方の安全確認を行い、緩やかに発進します
- (4)降車取扱いの際は、お客様に身体を向けて対応し、バスから離れたことを確認するまでドア操作レバーに手を置きません

### 3. 交差点での事故防止

- (1)一般車・歩行者の不安全な行動を予測した運転をします
- (2)交差点手前では、アクセルから足を離し、信号機のある交差点ではイエローストップを励行します
- (3)右左折する際は、最徐行で走行し、右折時はゆっくり大きく回り、左折時は左に寄って徐行又は停止し、ハンドルを真っ直ぐに戻してから緩やかに加速を始めます
- (4)右左折する際は、視野・死角・内輪差等の構造上の特性を把握し、事故防止に努めます

### 4. 自転車・バイクとの事故防止

- (1)自転車・バイクの側方を通過する際は、安全な間隔を十分確保します
- (2)左折する際は、巻き込みを防止するため、併走する自転車・バイクに注意を払うとともに、安全に停止できる速度で走行します
- (3)自転車・バイクは、思いがけない動きをすることも予測しながら走行します

### 5. 構内・回転場・起終点での事故防止

- (1)出入庫する際は一旦停止し、通行する歩行者・二輪車・他車の動向を確認します
- (2)後退する際は、焦らず後方の安全確認を確実に行います
- (3)営業所・駐車場・回転場等においては、車両が動かないよう左前タイヤの前後に輪留めを施します

## 【その他取組項目】

### 1. 現場からの報告の徹底

(1) 運行中に事件・事故・トラブルなどが発生した場合は、些細なことであっても現場から営業所へ報告を徹底します

### 2. ヒヤリハット情報の活用

(1) 事故の未然防止のため、ヒヤリハット情報を積極的に報告します

(2) ヒヤリハット情報を事例集や映像などで共有し、報告があった箇所を運行する際は細心の注意を払います

### 3. エコドライブの実践（安全・環境・燃費の向上）

(1) 急のつく運転操作を無くし、事故防止とお客様への安心感を提供します

(2) アイドリングストップを実践し、燃料の節約を図ります

## IV 令和元年度輸送の安全に関する目標と結果

(安全管理規程第6条関係)

### 1. 重大事故・有責事故抑止目標と実績

	目標件数	実績件数
重大事故	0件	8件
有責事故	77件	106件

### 〔有責事故種別件数〕

	令和元度	〔参考〕平成30年度
物損事故	66件	55件
衝突	38件	30件
物件衝突・他	28件	25件
人身事故	40件	44件
車内人身	24件(※ 3件)	29件(※19件)
衝突人身	12件	10件
歩行者・二輪車・他	4件	5件
合計	106件	99件

※車内人身のうち、停車中の事故件数

## 〔10万kmあたりの有責事故件数〕

	令和元年度	[参考] 平成30年度
総走行距離	16,890,241km	16,902,877km
件数	0.63件	0.59件

## 2. 路上故障抑止目標と路上故障件数

	目 標	実 績
路上故障件数	51件	55件

## 3. 接客サービス向上の目標

### ① 市バスモニター平均点

	目標平均点	実 績
モニター平均点	35.1	35.2

### ② 苦情抑止目標件数

	目 標	実 績
苦情件数	61件	29件

## V 令和元年度輸送の安全に関する計画の実施結果 (安全管理規程第7条関係)

【実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日】

### 1. 輸送の安全確保に関する意識の徹底及び関係法令等の遵守

#### (1) 運行管理業務点検・指導

① 業務課職員による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

・実施日：4月23日・5月24日・7月26日・9月19日・11月13日



②各営業所長・主幹による点呼状況の確認及び助言・指導を行いました。

・実施日：毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)

## (2)安全総点検の実施

年末年始における輸送の安全を確保するため、実施計画を策定し、各営業所及びバスターミナル等で安全総点検を実施しました。

・実施日

12月11日(水)川内営業所・長町営業所

12月12日(木)東仙台営業所・霞の目営業所

・七北田出張所

12月13日(木)実沢営業所・白沢出張所

12月16日(月)木町通駐車場・新寺駐車場

・仙台駅西口バスプール

・旭ヶ丘バスターミナル



◆安全統括管理者の職場巡視

## (3)交通事業管理者等による営業所の巡視

年度始めや年末年始などに、関係法令等の遵守及び安全最優先の徹底並びに輸送の安全に関する計画への取組み状況を確認するため、各営業所の巡視を行いました。

・実施日

4月23日(火)・4月25日(木)・5月24日(金)

8月1日(木)・9月19日(木)・11月13日(水)

12月25日(水)



◆事業管理者の職場巡視

## (4)輸送の安全に関する意見交換会の開催

乗務員とコミュニケーションの充実を図るため、意見交換会を行い、乗務員から安全に対する心構え・実践事項・意見・提案等を聞き、交通事業管理者等から意見に対するコメントを行い、安全意識の高揚を図りました。

### ① 交通事業管理者・安全統括管理者等との意見交換会

・実施日：7月11日 長町営業所

7月24日 川内営業所

7月29日 実沢営業所

### ② 安全統括管理者・自動車部各課長との意見交換会

・実施日：11月22日 長町営業所

12月2日 川内営業所

12月5日 実沢営業所

### ③ 営業所長との意見交換会

・実施日：毎月1回 営業所ごと(川内営業所・長町営業所・実沢営業所)



◆長町営業所での意見交換会



## 2. 輸送の安全に関する内部監査の実施

安全管理規程第19条第1項及び輸送の安全に関する内部監査要領の規定により、輸送の安全に関する業務体制が、適切に確立、実施若しくは維持され、又は機能していることを確認するために、内部監査を実施しました。

### ① 安全マネジメント新任内部監査委員研修

新任内部監査委員を対象に、運輸安全マネジメント制度への理解と内部監査を実施するうえで必要な知識を習得させる目的で、研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:5月10日 4名



### ② 安全マネジメント内部監査委員研修

内部監査委員の知識の向上を目的として、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「NASVA」という。)作成のパワーポイントの教材を活用し、仙台市交通局内部監査委員として必要な知識等について研修を実施しました。

・実施日及び受講人数:5月29日 11名

### ③ 内部監査委員会

安全管理規程第20条に基づき、内部監査の実施内容を検討及び検証するため、内部監査委員会を3回開催しました。

・実施日:6月27日(木)・11月29日(金)・2月27日(木)

### ④ 内部監査の実施

ア 被監査部署及び実施日

交通事業管理者	6月25日(火)
長町営業所	7月23日(火)
安全統括管理者	8月27日(火)
川内営業所	9月24日(火)
実沢営業所	10月29日(火)
輸送課	11月26日(火)



イ 監査対象期間

- ・各営業所 平成30年4月1日～平成30年9月30日
- ・輸送課 平成30年4月1日～平成31年3月31日

ウ 監査結果

被監査部署	総 括
長町営業所	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理申し送り簿に事故の記載漏れがあった。</li> <li>・点呼簿に当日予備者の記載漏れがあった。</li> </ul> <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等が発生した場合、速報として手書きで内容を作成し、点呼時に情報を周知している。</li> <li>・乗務員5年未満の事故が多いことから、営業所独自の取組みとして、縦列駐車教育指導を行っている。</li> </ul> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年8月20日(火)</li> </ul> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善事項について、措置内容が確認できた。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。</li> <li>また、今後も継続して乗務員とのコミュニケーションを積極的に行うとともに、輸送の安全に対する意識を向上させ「輸送の安全」の意識を深く浸透、実践させることを期待します。</li> </ul>
川内営業所	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理申し送り簿に路上故障の記載漏れがあった。</li> <li>・乗務記録に乗務時間の記載漏れがあった。</li> </ul> <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理要員への通知・通達文章に供覧の確認印が押してあり、ファイリングされている。</li> <li>・ヒヤリハットの掲示状況は、川内営業所独自の事例が掲示している。</li> <li>・乗務員への情報周知状況は、新着情報を目立つ赤い矢印で表示し、縦型バインダーを使用するなど見やすく、わかりやすい情報周知をしている。</li> <li>・適性診断の結果を活用した指導を行い、安全意識を高める取組みを実施している。</li> </ul> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年11月8日(金)</li> </ul> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善事項について、措置内容が確認できた。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なるスパイラルアップを期待します。</li> <li>また、今後も継続して乗務員とのコミュニケーションを積極的に行うとともに「輸送の安全」の意識を向上させ深く浸透、実践させることを期待します。</li> </ul>
実沢営業所	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種マニュアルの一部改正の新しくなった7項目が更新されていない。</li> <li>・酒気帯び防止部会の書類がファイリングされていない。</li> <li>・苦情・賞揚等の書類に一部記載漏れがある。</li> <li>・点呼簿の点呼時刻に一部記載漏れがある。</li> </ul> <p>がある。</p>

被監査部署	総括
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点呼簿の一部に捺印漏れがある。</li> <li>・路上故障の記録に一部記載漏れ</li> <li>・5月17日、5ダイヤの乗務記録に事故の概要及び原因の記載漏れがある。</li> <li>・乗務員台帳の一部に事故惹起者の記載漏れがある。</li> <li>・乗務員台帳の一部に個人健康診断記録の面談記録の不備がある。</li> </ul> <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニター映像(ヒヤリハット・事故・苦情・危険個所・各種情報等)でのタイムリーな情報共有を行うなど、乗務員に対し見やすく分かりやすい周知を行っている。それが無事故の結果に表れている。</li> <li>・掲示物を減らして、すっきり見やすく整理し、新着情報を乗務員に対して効果的に周知を行っている。</li> </ul> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年1月24日(金)</li> </ul> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善事項について、措置内容が確認できた。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、輸送の安全性を図るため、安全重点施策の取組みを継続的に実施し、安全に関する各種取組み状況、課題等を正確に把握し、更なる安全性の向上に努められるよう期待します。</li> <li>また、継続して乗務員とのコミュニケーションを積極的に行い、和やかで風通しの良い職場環境づくりに努めるとともに、輸送の安全に関する取組を、より効果的なものにスパイラルアップされることを期待します。</li> </ul>
輸送課	<p>【是正・改善事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送安全管理委員会の文書は確認したが、インデックス等で整理するのが望ましい。</li> <li>・受託者との会議の記録は確認したが、インデックス等で整理するのが望ましい。</li> <li>・国土交通省及びバス協会関係の通知・通達文書のファイルがない。 (輸送課で供覧後、業務課でファイリングされている。)</li> <li>・緊急連絡体制図がない。</li> <li>・平成30年度安全衛生管理者及び安全衛生推進者、七北田(出)資料が確認できない。</li> </ul> <p>【優良事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にメールによる一斉送信での連絡体制が確立されている。</li> <li>・る一ふる仙台の運行に対して仙台市との積極的な協議によって、安全運行に向けての努力を行っている。</li> </ul> <p>【フォローアップ監査実施日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月14日(金)</li> </ul> <p>【フォローアップ監査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善事項について、措置内容が確認できた。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送課の内部監査では、担当課長が輸送の安全について高い意識を持っていることが確認できました。重点監査項目についても一連の活動が機能していることが確認されました。</li> <li>今後も、安全マネジメントの課題・目標・目指すところは安全運行・安全の確保であること</li> </ul>

被監査部署	総括
	を意識し、仙台市交通局全体の一部として、安全管理体制の維持、向上に努めていきたい。

## 3輸送の安全に関する教育及び研修等の実施

### (1) 集合研修

#### ① 事故削減プロジェクト研修 [年6回開催 69名受講]

安全・確実・快適な輸送を提供し、お客様に信頼される公営交通を持続するため、乗務員に求められる知識及び安全運行に欠かせない運転行動等のスキル向上を目的に、次の内容で実施しました。

##### ◎ 外部専門講師より

・安全な運転のために

なぜ事故はおきる → 事故の要因・仙台市交通局の事故事例解説

安全な運転のために → お客様への安全安心の提供

・グループワーク 1

危険予測

・グループワーク 2

事故分析と対策

##### ◎ 実技研修

・3秒ルールの再確認

・事故発生時の対応手順等

・急ブレーキ体験



#### ② 新規採用乗務員教習

大型二種免許所持者の採用に加え、「バス運転手教習生」として大型二種免許を持たない方を採用し育成を行いました。

大型二種免許所持者については、法令に基づく適性診断や道路交通法等の座学教習、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2か月間の研修を実施しました。

バス運転手教習生については、自動車学校に通学し免許を取得した後、大型二種免許所持者と同様に座学教習や実車教習を行うほか、大型車両特有の感覚や特性について5ヶ月を掛けて研修を実施しました。

・バス運転教習生 4月1日採用 8名・7月1日採用 17名・12月1日採用 7名

・大型2種免許所持者 10月1日採用 5名

#### ③ 実務経験1年未満研修

新規採用乗務員研修時に習得した業務知識及び技術の再認識とフォローアップと理解度を深めるとともに事故防止等の再認識を図る目的で実施しました。

・実施日及び人数

1月15日(水)・22日(水)・28日(火)・2月18日(火) 合計 35名

#### ④ 実務経験3年未満研修

有責事故の4割が入所3年未満の乗務員が惹起しており、その殆どがバスの車両感覚が身につけていないことが原因としていることから、座学研修と実技研修を実施することで、自分自身の運転を振り返り、自分のクセを認識させ基本運転の再教育を実車運転で実施しました。また、日本盲導犬協会より講師を招き、視覚障害者への対応について受講しました。

・実施日及び人数

1月20日(月)・2月10日(月)・17日(月) 合計 25名

#### ⑤接客サービス向上(CS)研修 [年6回開催 72名受講]

バス乗務員として求められる接客サービスに不可欠な知識の習得及び対応等のスキル向上を目的に、次のとおり実施しました。

##### ◎ 接客マニュアルについて

- 接客の基本
- 接客のアナウンス例
- 苦情・要望・ご意見への対応
- 接客マニュアル DVD 視聴

##### ◎ 外部専門講師より

- お客様の立場に立ちながらも必要なことを的確に伝える方法
- 接客対応のロールプレイング研修
- 車内で使える簡単な英会話の実践



#### ⑥副所長・運行管理者研修

管理監督者として高度な知識及び各種対応等の習得を目的として2回開催しました。第1回は、リスク管理を研究している民間保険会社の講師を招き、「交通事故ゼロを目指して」と題して講義を受けました。第2回は、事故発生時の対応について、基本的な流れや役割分担などの振り返りの研修を実施しました。

・第1回:7月 2日(火)・3日(水)・4日(木) 30名受講

・第2回:2月19日(水)・20日(木)21日(金) 34名 "

#### ⑦正職員採用時研修

正職員に採用された乗務員に対し、バス乗務員として必要な接客や運転等の基本に立ち返ることを目的として2日間の研修を行いました。

・実施日及び受講人数:5月21日(火)・23日(木) 15名

#### ⑧再任用職員研修

再任用職員として心構えを確認するとともに、あらためて接客や運転等の基本に立ち返ることを目的に研修を行いました。

・実施日及び受講人数:5月1日(水)・15日(水) 24名

#### ⑨新規実務指導員研修

新規採用乗務員を育成・指導するための指導員を各営業所から選出し、指導方法等の研修を行いました。

・実施日及び実施人数:11月5日(火)・7日(木)・21日(木) 8名

#### ⑩る一ふる仙台乗務員採用研修

新規採用る一ふる仙台バス乗務員として、必要な運転技術と業務知識の習得、更には路上での運転教習及び、お客様を乗せての見習い運転等、2か月間の研修を実施しました。

- ・る一ふる仙台バス乗務員 2名採用
- ・教習期間 2月3日～3月31日



#### ⑪新任運行管理者研修

運行管理業務に必要な知識と技能の習得のための研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数:3月9日～3月31日(23日間) 6名

#### ⑫整備管理者研修

整備管理者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

- ・実施日及び受講人数
- 3月26日(火) 川内整備工場・長町整備工場・実沢整備工場各管理者 3名

#### ⑬整備管理者の補助者研修

各営業所の整備管理補助者を対象に、業務遂行に必要な知識を習得させる研修を実施しました。

- ・実施回数及び受講人数:直営営業所で延べ3回開催 30名

#### ⑭集団災害対応訓練の実施

情報収集伝達訓練、乗客の安全確保と避難誘導、負傷者の救護等の実施

- ・十字路口交差点において、乗用車が横断歩道上の歩行者数名を撥ねたのち、走行中の路線バスの右側部に衝突、重症者を含む多数の負傷者が発生したとの想定のもと、救出・救護並びに避難誘導訓練を実施しました。
- ・実施日及び参加者人数
- 12月3日(火) 延べ117名



## (2)現場研修

#### ①スキルアップ研修

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、乗務員が遵守すべき事項に関する知識、事業用自動車の安全運行に必要な技能及び知識の習得を目的に研修を実施しました。

- ・年4回実施(計4時間) 延べ1751名受講

#### ②安全運転者研修会

春と秋の全国交通安全運動期間中、各営業所において所轄警察署より講師を招き、交通事故の防止及び運転マナーの向上を図る目的で研修を実施しました。

- ・実施月及び参加者
- 6月80名受講・10月76名受講





### ③職場研修(自主研修)

交通事故の防止と接客・接遇の向上, 飲酒運転防止を図る目的で研修を実施しました。

・実施日: 毎月1回

## (3) 派遣研修

### ・交通安全研修所派遣研修

営業所の管理監督者を対象に, エコドライブや運行管理業務の高度な知識の習得及び, 運輸安全マネジメントに基づく実践的な技能・知識を習得させるため, (株)クレフィール湖東交通安全研修所へ職員を派遣しました。

・派遣職員: 3名(3営業所運行管理者)

・場 所: 滋賀県(株)クレフィール湖東交通安全研修所

・実施日: 7月10日・11日・12日

## 4. 委託事業所に対する業務内容の点検

### (1) 指導・監督実施状況の確認

輸送の安全に関する委託業務履行状況及び, 乗務員の指導・監督等について, 毎月1回調査を実施しました。

### (2) 受託事業者との連絡会議等の開催

#### ①安全輸送連絡会議・・・4月24日開催

受託事業者の安全統括管理者等との情報の共有及び, 事故防止対策等について意見交換を行いました。

#### ②合同連絡会議・・・毎月1回開催

輸送の安全に関する情報の共有及び事故防止対策等を目的に開催しました。

#### ③路上故障分析等連絡会議・・・毎月1回開催

車両の点検, 整備に関する情報の共有及び路上故障防止対策等を目的に開催しました。

## 5. 輸送の安全に関するその他の取組み

### (1) 事故抑止運動

①営業所毎に有責事故抑止目標を設定し, 積極的に交通事故の抑止に努め, 輸送の安全確保に取り組みました。また, 年間有責事故抑止目標を達成した事業所を表彰しました。

・実施期間: 通年

・抑止目標達成: 実沢営業所・白沢出張所

②事故防止の意識を高めるため, 毎日の始業点呼時に運行管理者が安全目標を指示し, 乗務員が復唱しました。

・実施期間:通年

③宮城県、宮城県警察等主催の交通安全啓発キャンペーン「セイフティ123運動」への参加を促し、交通事故防止の意識の高揚を図りました。

・参加チーム17チーム 51名参加

④毎月定例の安全日運動及び季節の事故防止運動を実施しました。

・高齢者交通安全の日…毎月1日

・自転車交通安全の日…毎月15日

・飲酒運転根絶運動の日…毎月22日

・夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ・運動)…10月1日～1月31日

・冬道の安全運転123運動…12月1日～2月28日

⑤春、秋の交通安全運動の取り組みとして、関係機関・団体等と連携し交差点等において街頭キャンペーンを実施しました。

・実施日:4月10日(美術館前交差点/JR 仙台駅周辺歩道上・4月13日(大町交番前交差点)

・9月26日(美術館前交差点/JR 仙台駅周辺歩道上・9月27日(大町交番前)

## (2) 事故防止コンクール等の実施

①年間事故防止コンクールで最優秀の営業所を表彰しました。

・実沢営業所

②連続して100日間有責事故が無かった事業所を表彰しました。

・東仙台営業所(1/30～5/9) ・実沢営業所(2/25～6/5)

③春、秋の交通安全県民総ぐるみ運動及び年末年始の輸送等の安全総点検に合せ、輸送の安全に対する意識高揚を図る目的でコンクールを実施し、有責事故の少ない事業所を表彰しました。

・春の事故防止コンクール 優秀賞:実沢営業所・長町営業所・東仙台営業所・白沢出張所

・秋の事故防止コンクール第1位:東仙台営業所

・年末の事故防止コンクール 第1位:霞の目営業所

## (3) 事故原因分析及び教育・指導の実施

事故の再発防止のため、各営業所に於いてドライブレコーダーの映像等を活用し、事故の原因及び分析を行いました。

また、業務課の嘱託職員(元警察官OB)が事故惹起者に対して、事故防止の留意点・危険の予測及び回避等について15分～120分の指導を実施しました。

・17件実施



## (4)エコドライブの取組み

エコドライブに対する意識の高揚及び環境保全、燃費削減に努め交通事故の未然防止を図りました。

- ・推進強化月間:7月・1月
- ・推進強化日:毎月第一水曜日

## (5)職員の健康管理

### ①健康診断の実施

労働安全衛生法に基づく健康診断を行い、職員の健康の確保を図りました。

- ・定期健康診断 512名 ・特定業務従事者(深夜業務従事者)の健康診断 235名

### ②各種検診の実施

人間ドックや各種がん検診等を保険者と連携して実施するとともに、バスの安全運行に資する「脳ドック」については、自己負担金に対する助成制度を設けて受診促進を図りました。

### ③SAS(睡眠時無呼吸症候群)対策

バス運転時の眠気を起因とした重大事故を防止するため、SAS治療を要する職員に対し、毎月1回、管理職員の面談による治療状況の確認を行いました。また、SASの早期発見と治療勧奨を図るため、2年に1回、簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を受診させました。

### ④保健指導

産業医と看護師が各営業所を定期的に訪問し、職員の健康相談、健康診断結果に基づく受診勧奨や血圧測定を行うなど、職員の健康の保持・増進を図りました。

- ・産業医訪問 年2回 ・看護師訪問 月4回

### ⑤ストレスチェックの実施

職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、年1回、ストレスチェックを行い、職員の心理的な負担の程度を把握し、高ストレス者に対しては、必要に応じて医師による面接指導を実施しました。

## (6)運転コンテストの開催

競技を通じて、プロドライバーとして基本運転の重要性を再認識するとともに、安全意識の更なる向上による事故の未然防止を目的として、運転コンテストを実施しました。

直営3営業所から選ばれた9名の乗務員が、設定したコースを制限時間内(12分)に走行し、6名の審査員により基本運転やマイク案内等が正しく行われているかを採点しました。

- ・実施日時:11月13日(水) 12時30分～
- ・実施場所:実沢営業所構内
- ・団体優勝:実沢営業所



◆運転コンテスト実施状況

## (7) 運転適性診断の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第38条に基づき、各適性診断を受診させ、診断結果を指導・助言に常時活用しました。また、適性診断の活用方法を習得するため、各営業所等の管理要員が NASVA の活用講座を受講しました。

- ・初任診断32件・一般診断112名・適齢診断25名
- ・特定診断 I 2名受講・活用講座4名受講

## (8) 酒気帯び出勤根絶の取り組み

- 毎日の点呼や勤務確認の際に、翌日が勤務の場合の飲酒を控える旨を声掛けをしました。
- 年2回の健康診断を基に、職員に対し管理職が個人面談を行い、飲酒による身体への影響について説明しました。(年3回)
- 酒気帯び出勤根絶についての啓発文書を発出しました。

## (9) 接客・接客コンクールの実施

接客・接客と安心を与える運転の向上を図るため、営業所・出張所対抗の接客・接客コンクールを実施し、最優秀事業所を表彰しました。

- ・最優秀事業所: 白沢出張所
- ・実施期間: 6月1日～7月31日
- ・対象事業所: 委託事業者を含む全事業所で実施

## (10) 市バスモニターの実施及び接客態度優秀職員の表彰

本局管理要員及び職員によるバス添乗モニターにより、乗務員の接客・接客と安心を与える運転の実施状況について添乗調査を実施しました。

- ・添乗調査件数3,905件
- ・1月～6月期 接客態度優秀職員表彰者90名
- ・7月～12月期 接客態度優秀職員表彰者87名
- ・年間接客優秀職員表彰者12名



## (11) 路線巡回の実施及び情報提供

冬期間等において、交通事故の未然防止を図る目的で、次のとおり実施しました。

- ・運行開始前などに、担当路線内の巡回を行い、乗務員に対して、その情報を提供しました。
- ・災害発生時又は自然災害が想定される場合に路線巡回を実施し、情報を提供しました。

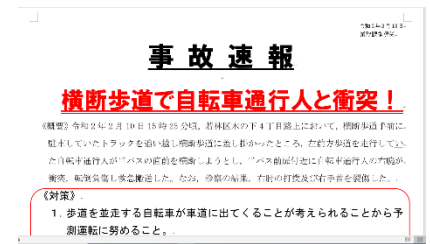
## (12)安全だより等の広報誌の発行

- ①具体的な取り組み目標を掲げ、交通事故防止や接客サービスの向上を図る目的で「安全だより」「接客だより」を発行しました。また、緊急な対応を要する場合について速報を発行し周知徹底を図りました。

- ・安全だより発行回数:23回(事故速報・号外含む)
- ・接客だより発行回数:14回

- ②事故の再発防止を図る目的で、発生した事故内容を「事故速報」として発行し周知徹底を図りました。

- ・発行回数:31回



## (13)バス車両の確実な点検・整備の実施

法令に基づいたバス車両の点検・整備を各整備工場で行いました。

## (14)バス停留所施設等の安全点検の実施

全ての停留所上屋及び、停留所標識を点検し、修繕や清掃を実施しました。

## (15)事故・災害・事件等対応訓練の実施

秋・春の全国火災予防週間(実施期間:11月9日～15日・3月1日～7日)にあわせ、庁舎内やバス車内からの火災避難訓練や非常用発電装置を使用した災害対応訓練を各営業所で実施しました。

## 6. 輸送の安全に関する投資(決算額)

- (1)車両更新に伴うノンステップ車両購入 《車両購入等 582,118 千円》

※新車25両購入, 他5両購入

- (2)バス車両の確実な点検整備の実施 《車両点検費等 1,181,695 千円》

- (3)職員の健康管理 《健康診断等手数料等 8,086 千円》

- (4)運転適性診断 《受診料 944 千円》

- (5)教育及び研修 《講師料等 2,935 千円》

- (6)ドライブレコーダーの脱着業務等 《脱着費 5,922 千円》

## VI自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計の報告(安全管理規程第22条関係)

### 1. 国土交通省へ報告した事故件数について

自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は8件でした。

#### 令和元年度重大事故等の内容

	事故発生日	発生状況	根拠規定
1	8月1日	現場バス停において、「体調が悪い」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は病院へ救急搬送され、医師の診察を受けたもの。	第2条第9項
2	8月27日	現場バス停において、「体調が悪い」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は病院へ救急搬送され、医師の診察を受けたもの。	第2条第9項
3	9月2日	現場路上において、右折待ちの前車に続き停車後発進したところ、車内のお客様がバス停に到着したと思い立ち上がったため、発進時の動揺でバランスを崩し転倒負傷し、病院へ救急搬送されたもの	第2条第3項
4	11月29日	現場路上において、「体調が悪い」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は病院で診察を受けたもの。	第2条第9項
5	12月28日	現場十字路交差点を直進した際、交差点右側から、一時停止を怠り直進してきた小型二輪車の前面部と当バスの右側中央部が衝突。その衝撃で先方は顔面を強打するとともに路上に転倒負傷し、病院へ救急搬送されたもの。	第2条第3項
6	1月23日	現場バス停で乗降取扱いのため停車中、後方から走行してきた乗用車に追突され、乗用車の乗員2名が重傷、当バス乗員10名(乗務員も含む)が負傷したもの。	第2条第4項
7	2月13日	現場交差点第一通行帯を直進した際、第二通行帯で停止していた相手車が、突然、前方の渋滞を避けるため当バス進路上に侵入してきたため、急ブレーキをかけ衝突を回避したが、その動揺により車内で立っていたお客様が転倒負傷したもの。	第2条第3項
8	3月5日	現場路上において、「体調が悪い」との無線連絡が入ったため、運行を中止し、その場で待機するよう指示を出すとともに、交替乗務員を現場に向かわせ、乗務を交替させたもの。その後、当該乗務員は病院で診察を受けたもの。	第2条第9項

○第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者(14日以上入院又は入院を要し治療期間30日以上もの等)を生じたもの

○第2条第9号に該当する事故とは、運転手の疾病等により乗務を交替したもの

## 2. 国土交通省への報告した車両路上故障件数について

自動車事故報告規則第2条第11号に該当し、国土交通省へ報告した車両路上故障件数は55件でした。

### 令和元年度車両路上故障項目別(単位:件)

かじ取り装置	1	緩衝装置	1	付属装置	2
制動装置	4	動力伝達装置	11	電気装置	6
走行装置	1	原動機	25	車体	4

○第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。

## 自動車事業安全報告書に関するお問い合わせ

この安全報告書の内容や取組みについて、ご意見をお寄せください。

【仙台市交通局自動車部業務課】

TEL:022-224-5111(代)

FAX:022-224-5510

Email:[kot050310@city.sendai.jp](mailto:kot050310@city.sendai.jp)

【仙台市交通局ホームページ】

<https://www.kotsu.city.sendai.jp>